



～ 平成 24 年度夏季土壌診断結果報告(概況)～

例年、ミニトマト、パッションフルーツ等の主要作物の収穫期が一段落した時期に、生産者から提出のあった診断希望畑の土について、農業センターで土壌分析を行っています。分析結果をもとに土壌診断書を作成し、生産者各々に報告し次作の施肥方法や土つくりの参考にさせていただいています。

本年度も 7 月上旬までに提出された土壌試料 94 点(父島 26 点、母島 68 点)について全農式総合分析装置を用いて 7 月中旬に分析を行いました。分析結果の傾向と診断処方概況について報告します。

表 1 に典型的あるいは特徴的な事例を挙げました。

A はリン酸と加里が多く残っている、B はリン酸が極端に少ない、C は pH が低く苦土が低い、D は pH が低く、他の項目が高い、E は全体的にバランスが整った事例です。

また、E 以外の畑では加里が多く残っています。小笠原では、自然由来の苦土を多く含

む土が多いため、加里と苦土の過度の施用には注意しましょう。

pH は酸度の基準です。pH5.0 以下の畑では酸性の強い土です。野菜など強い酸性に適さない作物では要注意です。石灰で矯正しますが、石灰の値が高い場合でも pH が低い場合や、pH が高いのに石灰が少ない場合がありますので、個別にご相談ください。

リン酸は、極端に少ない場合のある成分です。リン酸は全作物栽培において不可欠な成分ですが、苦土の多い畑で、熔成リン肥を使うと苦土が蓄積していきますので肥料の種類に配慮しましょう。

畑土の状態は、各畑の地理的条件と過去の使い方によって異なります。また、作付け予定や将来の利用目的によって適切な土壌改良の方法が違ってきます。土壌診断結果を基に、農業センターおよび営農研職員にご相談ください

<藤本>

表 土壌分析結果の例

項目	pH	リン酸	石灰	苦土	加里	EC
基準値	6.0~6.5	30~60	300~500	40~70	30~60	0.1~0.5
A	6.0	129	581	69.8	104	0.05
B	5.3	1	404	87.6	132	0.13
C	3.0	53	215	29.6	119	0.08
D	4.6	109	408	80.2	152	0.02
E	6.1	46	597	87.7	55	0.01

※基準値は、赤土畑を採用

～ 菊池レモン 剪定のポイント ～

菊池レモンの果実の収穫を終えた後は、剪定、施肥、病害虫の防除などを行い、次の収穫期に向けた準備をしていく時期になります。ここでは、剪定の目的とポイントをご紹介します。

剪定には、果実品質の向上、隔年結果の緩和、受光体勢の改善、樹形をコンパクトに整え管理作業をしやすくする、などの効果があります。剪定ではまず、徒長枝や下垂枝、内向枝を切除します。次に、枝が込み合っている部分を間引き剪定していきます。前年に長

く伸びた枝は適宜切り返します。

菊池レモンの花芽は、枝の先端につきやすい性質があります。枝の切り返し剪定には新しい枝葉の生育を促す効果がありますが、花芽が形成されるまではやや時間がかかります。そのため、菊池レモンの剪定は遅くとも11月頃までに行うと良いでしょう。

菊池レモンは年に3、4回程度、新しい枝が伸長します。新梢が伸びていく空間を確保するように心がけて剪定を実施しましょう。

＜窪田＞

～ 秋から冬にかけての、かんきつ類の病害虫防除 ～

菊池レモンを始め、ブンタンやダイダイ、オレンジ類など、小笠原ではいくつかのかんきつ類が栽培されています。秋から冬に向かうこれからの季節は、来年に向けて病害虫の予防を行う時期でもあります。ここでは、菊池レモンに限らず、かんきつ類全般の病害虫防除についてご紹介します。

小笠原のかんきつ栽培にとってカイガラムシ類、サビダニ類、ハダニ類、ミカンハモグリガ、そしてかいよう病が主要な病害虫と言えます。登録のある主な薬剤を表1にまとめました。これらの薬剤のうち、機械油乳剤とICボルドーは有機農産物JAS規格で使用が認められています。

カイガラムシ類、サビダニ類、ハダニ類は、収穫を終えた後の時期も樹上に生息しています。肉眼で姿は見えなくても、冬の間しっかりと防除を行い、春からの被害発生を防止しましょう。

かいよう病は傷から感染するため、その予防には、ミカンハモグリガを防除することが

何より重要です。ミカンハモグリガは新葉に発生するので、新芽の伸長が5～10mmの間に薬剤を散布します。その他の病害虫についても、葉の少ない剪定後、そして秋冬の防除が大変重要です。目に見えないうちから、適切なタイミングでの防除を心がけましょう。

＜窪田＞

表 かんきつ類の主な登録農薬

農薬名 (商品名)	適用病害虫	使用時期 (収穫前 使用回数 日数)	
		---	---
クマイイ機械油乳剤95	カイガラムシ類 サビダニ類 ハダニ類	---	---
サンマイト水和剤	リュウキュウミカン サビダニ ミカンハダニ チャノホコリダニ	3日	2回
コテツフロアブル	リュウキュウミカン サビダニ チャノホコリダニ	1日	2回
カスケード乳剤	ミカンハモグリガ ミカンサビダニ ミカンハダニ	7日	2回
テルスター水和剤	ミカンハモグリガ アブラムシ類	1日	3回
ダントツ水溶剤	ミカンハモグリガ アブラムシ類 コナカイガラムシ類	7日	3回
ICボルドー66D水和剤	かいよう病 黒点病	---	---

～ 植生回復や公共緑化木の試験を行っています ～

侵略的外来種のモクマオウ林から父島在来の植生に回復するための5つの試験を2005年から行っています。

①自生種(固有種と広分布種)の増殖方法の確立

これまで固有種19種、広分布種7種の発芽条件について用土や灌水頻度の検討を行い、固有種11種(オハシマムラサキ、シマギョクシンカ、シマザクラ、タチテンノウメ、テリハボク、ウラジロエノキ、ムニンモチ、ムニンアオガンピ、ムニンネズミモチ、オオバシマムラサキ)、広分布種4種(ウラジロエノキ、シマカナメモチ、シャリンバイ、ノヤシ)の好適な発芽条件を明らかにしました。

②病虫害発生状況の把握

固有種15種および広分布種1種に16の病害を確認し、過去に記録のない13の新たな病害を見出し、そのうち12病害について病原を同定しました。現在は、ノヤシを食害するカシヨウガの防除の研究を行っています。

③モクマオウ伐採木の再萌芽抑制試験

伐採株に除草剤を塗布・注入する方法および被覆資材を被せる方法(谷口産業の工法)で再萌芽のモニタリングを行いました。両者ともに萌芽抑制効果は確認されました。しかし、伐採株にイエシロアリの侵入が確認されたため、駆除を継続的に行っています。

④植生回復試験(移植試験)

①で増殖した実生苗を用いて農業センター洲崎圃場(モクマオウ林)に冬季と夏季に移植し、移植時期の検討を行っています。冬季移植が優れ、1年後の生存率は平均で94%でした。移植した15種のうち5種は1～2年目から種子をつけています(表1)。

⑤公共用緑化木の生育試験

街路樹に適した樹木(テリハボク、ホウオ

表 モクマオウ林に移植した植物の株数と生存率

種名	移植年月	株数	生存率※	
固有種 11種	シマギョクシンカ	08/8 08/2	15 30	93 93
	タチテンノウメ	08/3	20	100
	ムニンネズミモチ	09/8 10/1	10 10	100 90*
	オオバシマムラサキ	09/8 10/1	10 10	90 80
	ムニンモチ	09/8 10/1	9 7	22 100
	シマザクラ	09/8 10/1	10 10	20 0
	ヤロード	10/9 11/2	10 10	100 100
	ムニンアオガンピ	10/9 11/2	20 20	95* 70
	ノヤシ	10/9 11/2	20 20	20 50
	ヒメツバキ	10/9 11/2	10 10	60 10
	シマムロ	12/8 13/1	10 10	- -
広分布種 4種	シマカナメモチ	08/8 07/12 10/1	15 21 10	93 95 100
	シャリンバイ	08/8 07/12 10/1	15 21 10	87 100* 100*
	ウラジロエノキ	08/8 08/1 10/1	15 10 10	87 90 70
	ハウチワノキ	09/8 10/1	10 10	10 60
合計	夏季移植 冬季移植	179 249	75 94	

※: 移植して1年後の生存率 * : は1年以内に結実
ウボク、シャリンバイ、ノヤシ) について7または9号鉢で肥料試験を行っています。180日タイプの被覆肥料(N:P:K=14:12:14)を年2回、0,3,6,9,12g/L 施用すると3,6g/Lで株の生育が良いことが分かりました。今後は法面緑化に使用できる固有植物の探索にも取り組みたいと考えております。

なお、採種は環境省から採取許可を取り、遺伝的な交雑を考慮して、移植地周辺の樹木から採取して試験に使用しています。

結果の詳細は農業センターHP「試験研究成果概要」をご覧ください。 < 宗 >

～ 牛トレーサビリティ制度について～

1 牛の耳標は何のため

牛の両耳には番号がふられた黄色い耳標がつけられています。これは耳飾りではありません。10年ほど前に、世の中を騒がせた牛海綿状脳症（BSE）の牛が国内で発生したあと、国が「牛の個体識別のための情報管理及び伝達に関する特別措置法（平成15年法律第72号）（以下「法」といいます）」を制定して国内の全ての牛に装着することを義務づけたものです。



写真1 牛の両耳についた耳標

2 牛トレーサビリティ制度

牛の出生から死亡・と殺までの個体情報を個体識別番号により一元的に管理し、BSEをはじめとする各種疾病の蔓延防止に役立てるとともに解体処理された牛肉について、消費者の手に渡るまで流通の各段階で個体識別番号等の表示をすることによって、牛肉の個体情報を確認できる仕組みを構築することが必要との趣旨から法が制定され、いわゆる牛トレーサビリティ制度が開始されました。この法に基づき、牛の管理者（農家）には、耳標の装着、独立行政法人家畜改良センター（以下「センター」といいます）への

出生、異動の届けが義務づけられています。

3 個体識別番号とは

牛の個体を識別するために、センターが牛ごとに管理者に通知する10桁の番号です。耳標では、農場での個体管理が容易となるよう下5桁のうち末尾を除く4桁の数字を大きくしてあります。

4 耳標が脱落した場合

装着済みの耳標を取り外す等、個体識別番号の識別を困難にする行為は禁止されています。また、自然に耳標が脱落した場合であっても両耳に耳標が装着されていない牛を譲渡し等又は譲受け等を行うことは禁止されています。

やむを得ず耳標が脱落した場合には、耳標の再装着の必要があるので、管理者は速やかに耳標の再発行を電話音声応答システム等でセンターに請求してください。新しい耳標は約3週間程度で送付されてきます。なお、分からないことがありましたら畜産指導所までご連絡下さい。 <吉田>



写真2 再発行耳標（「NLBC」の横に「R」の印）

農業センターニュースは小笠原亜熱帯農業センターのホームページにも掲載しております。

検索

小笠原支庁 → 小笠原亜熱帯農業センター → 農業センターニュース